

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成24年10月19日

妥当性確認結果の概要報告書

妥当性確認の審査結果ならびにパブリックコメントの概要について以下の通り報告いたします。

対象プロジェクト名			
登米市市有林間伐促進森林吸収プロジェクト			
GHG 妥当性確認機関			
当該プロジェクトにおける妥当性確認を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。			
機関名	一般社団法人 日本能率協会		
担当部署名	地球温暖化対策センター		
責任者名	松本 素之		
責任者 E-mail	Motoyuki_Matsumoto@jma.or.jp		
責任者電話番号	03-3434-1245		
審査員名	審査担当者:松本 素之 技術専門家:堀 修二 テクニカルレビュー:鈴木 健司		
機関要件への合致	JISQ 14064-2 に対応する認定事業による申請が受理されている 約款および登録申請書を提出し、承認を受けている		
妥当性確認報告書 発行日	2012年10月19日		
審査内容			
適用妥当性確認・検 証ガイドライン	妥当性確認・検証ガイドライン Ver.2.2		
妥当性確認期間	2012年9月26日～2012年10月19日		
現地審査	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	期間	2012年10月2日
	審査内容	1) プロジェクト概要の確認(プロジェクト参加者等) 2) 施業計画の確認 3) 転用計画の有無の確認 4) QA/QC体制の確認(モニタリング方法、機器の点検方法を含む) 5) 対象森林の状況確認 6) モニタリングプロット設置予定地の確認	

プロジェクト情報 (A・B)	プロジェクト計画書を基に、証拠書類の確認及び聞き取りを行った。結果、プロジェクト情報は、重要性の点から適正に記載されており、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠し、作成されている事を確認した。
適格性要件(C)	プロジェクト計画書を基に、証拠書類の確認、聞き取り及び対象森林の目視確認を行った。その結果、方法論の適用は、実施規則及びポジティブリストに準拠しており、適格性要件を満たしている事を確認した。適格性要件は、重要性の観点から適正に記載されており、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠し、作成されている事を確認した。
排出量・吸収量算定 (I・II)	モニタリング計画書を基に、証拠書類の確認、聞き取りの実施及び証拠書類を基に機関にて検算した結果と、モニタリング計画書記載の吸収量との突合せを行った。その結果、当プロジェクトの吸収量の算定は、方法論及びモニタリング方法ガイドラインに準拠している事を確認した。吸収量の算定は、重要性の点から適正に記載されており、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠して作成されている事を確認した。
モニタリング計画 (III～VI)	モニタリング計画書を基に、証拠書類の確認、聞き取り、モニタリングプロット設置点のデスクレビュー、現地目視及び証拠書類を基に機関にて検算した結果と、モニタリング計画書記載の誤差との突合せを行った。その結果、当プロジェクトの純吸収量で考慮する温室効果ガス吸収活動、吸収量算定式、面積の測定、拡大係数、幹材積、容積密度、地上部に対する地下部の比率、地位級の選定、モニタリング体制・フロー、QA/QC、誤差は、方法論及びモニタリング方法ガイドラインに準拠している事を確認した。モニタリング計画は、重要性の点から適正に記載されており、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠して作成されている事を確認した。
その他(D)	プロジェクト計画書を基に、証拠書類の確認、聞き取りを行った。その結果、関連する許認可及び関連法令等の遵守状況、環境影響評価及び環境測定、住民説明会の実施状況は、重要性の点から適正に記載されており、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠し作成されていることを確認した。
機関の見解 (サマリー・結論)	オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則に基づいて、妥当性確認を実施した。その結果、本プロジェクトは、ポジティブリストの適格性基準を満たし、方法論に照らした算定式が設定されており、適格性基準に整合していることを確認した。また、吸収量の計算方法、モニタリング方法等については、ルールへ準拠していることが確認され、当制度における重要性基準としての吸収量の10%以内という水準を確保していることを確認した。
パブリックコメントの概要	
パブリックコメントの募集期間 平成24年9月28日から10月11日	
コメント 特になし	
妥当性確認機関の見解 該当なし	

1 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。